

マージン率等に係る情報提供

株式会社グラスハウス

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和4年度（令和4年8月～令和5年7月）)

記

- 1 令和3年6月1日付け派遣労働者数 5人
- 2 令和1年度 派遣先事業所数（実数） 1件
- 3 令和1年度 労働者派遣に関する料金の平均額 37,281円
(1日当たりの料金額（8時間労働として計算）)
- 4 令和1年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 22,862円
(1日当たりの賃金額（8時間労働として計算）)
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
38.7%
- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 総務担当 TEL045-938-4401

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
ビジネススキル研修	未経験の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	2時間
ソフトウェア関係訓練(基礎)	未経験の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	10時間
ソフトウェア関係訓練(応用)	2年目の派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	5時間
システム開発関係訓練(基礎)	2年目の派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	5時間
システム開発関係訓練(応用1)	3年目の派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	10時間
システム開発関係訓練(応用2)	4年目以降の派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	10時間

7 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和5年3月31日）

- ・ 協定労働者の範囲（ソフトウェア作成及びシステムコンサルタント・設計の業務に従事する従業員）